

個人住民税

(市町民税・県民税)

特別徴収の事務手引き



事務手引き

個人住民税について	1
特別徴収の義務	1
特別徴収義務者の指定	2
対象になる人	2
給与支払報告書の提出	2
特別徴収税額決定通知書の送付	3
納期と納入方法	4
税額の変更通知	5
退職・休職者の徴収方法	5
異動届などの提出	6
●退職して一括徴収の場合の記載例	6
●退職して普通徴収へ切替えの場合の記載例	7
●転勤等により特別徴収継続の場合の記載例	7
●年度途中における特別徴収への切替え	8
●特別徴収義務者の住所・名称・電話番号等変更届出書	8
退職所得に係る住民税の特別徴収(退職手当)	9
Q&A	11
お問い合わせ先	14
参考(関係法令抜粋)	15

個人住民税について

静岡県や市町などの地方自治体は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉、保健、教育、消防、ごみ、公園、道路など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

そのためにはたくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなを出し合っていかなければなりません。これが税金です。

なかでも住民税は、わたしたちの日常生活に身近な関わりをもつ静岡県や市町の仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担しあうという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものといえます。



特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の住民税を給与引き去りして納めることが法令で義務付けられています。

給与引き去りによる納入を「特別徴収」といいますが、この冊子では、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町から特別徴収義務者に指定されます。

(給料日の間隔が一月を超える、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収[※]は認められません。)

※普通徴収:主として事業所得者などが市町から送付される納税通知によって納める方法。
納期は年4回(通常は6、8、10、1月)ですが、市町によって月は異なります。

対象になる人

前年中(1月1日～12月31日)に課税対象所得があり、本年度住民税の課税が発生する人で、**本年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている人**が対象です。

給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める**給与支払報告書**を、給与の支払いを受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町長に提出しなければならないことになっています。

また、年の途中で退職した人についても提出してください。

※給与支払報告書の提出は、eTAX(エルタックス/電子申告)の利用が便利です(静岡県外においては一部利用できない市町があります)。

〈eTAX(エルタックス)に関するお問合せ先〉電話 0570-081-459 <http://www.eltax.jp>

特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は**6月から翌年5月までの12ヶ月^{※1}を1年として区切られます**。毎年5月中に、市町から特別徴収義務者に特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）と納入書、特別徴収のしおり（つづり、手引き^{※2}）（各種様式）が送付されます。このとき**年間の住民税総額と月割額をお知らせします**ので、6月の給与から引き去りを開始するための準備をしていただけます。

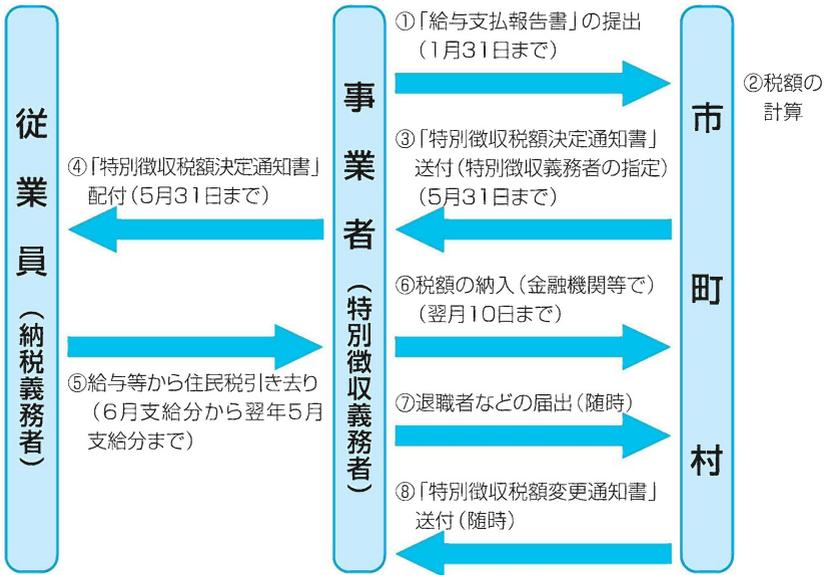
※1 税額が少額の場合、6月のみとなる人もあります。

※2 市町ごとに呼び方はまちまちです。

所得税と違って、
税額の計算をする手間がないのですね!



個人住民税の特別徴収制度のしくみ



納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土曜日・日曜日、または祝日の場合は、その次の平日となります。)

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

郵便局(ゆうちょ銀行)で納入される場合は、各市町で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

納期の特例(年2回納入)……特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請をすることにより、年2回の納入となる納期の特例を御利用いただけます。

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所で、市町長の承認を受けた場合には、**6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間**(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間についてはその日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に

当該事業所において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月(11、5月)の翌月10日までに納入することができます。

※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

市(町)民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書

平成 年 月 日

市(町)長 _____

特別徴収義務者(給与支払者) _____

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

代表者職氏名 _____

特別徴収税額 _____

課税番号 _____

連絡先担当者 氏名 _____ 電話 _____

○◎各別添○卒の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

納期の特例(年2回)を適用する期間	平成 年 月	家賃給付の支払いを受ける者			
		人数	給付の支払総額	人数	給付の支払総額
<small>○給付者(市)は、申請書に提出する者の人数及び当該給与の支払の総額を記載し、以下の書面を添付します。</small>	平成 年 月				
	1月				
	2月				
	3月				
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					

税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

退職・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、**納税義務者の申し出又は了解を得て**、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、**本人の申し出がなくても**、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。

(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

●退職して普通徴収へ切替える場合の記載例

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書		市区町(特) 処理種別		
退職があった場合は、すみやかに提出してください。◎欄は記入しない場合は、コピーしてご返送ください。		1 職平換	2 新年度	3 旧年度
1. 氏名	山田 長	2. 所在地	静岡県沼津市一丁目〇番〇号	
3. 生年月日	平成 25年 10月 1日	4. フリガナ	ユウガンガイシャ マルバツジョウケン 株式会社	
5. 性別	男	6. 代表取締役	〇 △ △ (印)	
7. 職名	代表者の職名を記入	8. 職名	専務 一部	
9. 給与	1,211,000円	10. 退職年月	平成 25年 6月 30日	
11. 退職理由	1. 退職	12. 退職日	平成 25年 6月 30日	
13. 退職後	1. 退職後	14. 退職後	1. 退職後	
15. 退職後	1. 退職後	16. 退職後	1. 退職後	
17. 退職後	1. 退職後	18. 退職後	1. 退職後	
19. 退職後	1. 退職後	20. 退職後	1. 退職後	
21. 退職後	1. 退職後	22. 退職後	1. 退職後	
23. 退職後	1. 退職後	24. 退職後	1. 退職後	
25. 退職後	1. 退職後	26. 退職後	1. 退職後	
27. 退職後	1. 退職後	28. 退職後	1. 退職後	
29. 退職後	1. 退職後	30. 退職後	1. 退職後	
31. 退職後	1. 退職後	32. 退職後	1. 退職後	
33. 退職後	1. 退職後	34. 退職後	1. 退職後	
35. 退職後	1. 退職後	36. 退職後	1. 退職後	
37. 退職後	1. 退職後	38. 退職後	1. 退職後	
39. 退職後	1. 退職後	40. 退職後	1. 退職後	
41. 退職後	1. 退職後	42. 退職後	1. 退職後	
43. 退職後	1. 退職後	44. 退職後	1. 退職後	
45. 退職後	1. 退職後	46. 退職後	1. 退職後	
47. 退職後	1. 退職後	48. 退職後	1. 退職後	
49. 退職後	1. 退職後	50. 退職後	1. 退職後	
51. 退職後	1. 退職後	52. 退職後	1. 退職後	
53. 退職後	1. 退職後	54. 退職後	1. 退職後	
55. 退職後	1. 退職後	56. 退職後	1. 退職後	
57. 退職後	1. 退職後	58. 退職後	1. 退職後	
59. 退職後	1. 退職後	60. 退職後	1. 退職後	
61. 退職後	1. 退職後	62. 退職後	1. 退職後	
63. 退職後	1. 退職後	64. 退職後	1. 退職後	
65. 退職後	1. 退職後	66. 退職後	1. 退職後	
67. 退職後	1. 退職後	68. 退職後	1. 退職後	
69. 退職後	1. 退職後	70. 退職後	1. 退職後	
71. 退職後	1. 退職後	72. 退職後	1. 退職後	
73. 退職後	1. 退職後	74. 退職後	1. 退職後	
75. 退職後	1. 退職後	76. 退職後	1. 退職後	
77. 退職後	1. 退職後	78. 退職後	1. 退職後	
79. 退職後	1. 退職後	80. 退職後	1. 退職後	
81. 退職後	1. 退職後	82. 退職後	1. 退職後	
83. 退職後	1. 退職後	84. 退職後	1. 退職後	
85. 退職後	1. 退職後	86. 退職後	1. 退職後	
87. 退職後	1. 退職後	88. 退職後	1. 退職後	
89. 退職後	1. 退職後	90. 退職後	1. 退職後	
91. 退職後	1. 退職後	92. 退職後	1. 退職後	
93. 退職後	1. 退職後	94. 退職後	1. 退職後	
95. 退職後	1. 退職後	96. 退職後	1. 退職後	
97. 退職後	1. 退職後	98. 退職後	1. 退職後	
99. 退職後	1. 退職後	100. 退職後	1. 退職後	

※上記記載例は、参考として平成25年度中の処理としてありえる日付で作成しています。

●転勤(転職)等により特別徴収継続の場合の記載例

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書		市区町(特) 処理種別		
退職があった場合は、すみやかに提出してください。◎欄は記入しない場合は、コピーしてご返送ください。		1 職平換	2 新年度	3 旧年度
1. 氏名	山田 長	2. 所在地	静岡県沼津市一丁目〇番〇号	
3. 生年月日	平成 25年 10月 1日	4. フリガナ	ユウガンガイシャ マルバツジョウケン 株式会社	
5. 性別	男	6. 代表取締役	〇 △ △ (印)	
7. 職名	代表者の職名を記入	8. 職名	専務 一部	
9. 給与	1,211,000円	10. 退職年月	平成 25年 6月 30日	
11. 退職理由	1. 退職	12. 退職日	平成 25年 6月 30日	
13. 退職後	1. 退職後	14. 退職後	1. 退職後	
15. 退職後	1. 退職後	16. 退職後	1. 退職後	
17. 退職後	1. 退職後	18. 退職後	1. 退職後	
19. 退職後	1. 退職後	20. 退職後	1. 退職後	
21. 退職後	1. 退職後	22. 退職後	1. 退職後	
23. 退職後	1. 退職後	24. 退職後	1. 退職後	
25. 退職後	1. 退職後	26. 退職後	1. 退職後	
27. 退職後	1. 退職後	28. 退職後	1. 退職後	
29. 退職後	1. 退職後	30. 退職後	1. 退職後	
31. 退職後	1. 退職後	32. 退職後	1. 退職後	
33. 退職後	1. 退職後	34. 退職後	1. 退職後	
35. 退職後	1. 退職後	36. 退職後	1. 退職後	
37. 退職後	1. 退職後	38. 退職後	1. 退職後	
39. 退職後	1. 退職後	40. 退職後	1. 退職後	
41. 退職後	1. 退職後	42. 退職後	1. 退職後	
43. 退職後	1. 退職後	44. 退職後	1. 退職後	
45. 退職後	1. 退職後	46. 退職後	1. 退職後	
47. 退職後	1. 退職後	48. 退職後	1. 退職後	
49. 退職後	1. 退職後	50. 退職後	1. 退職後	
51. 退職後	1. 退職後	52. 退職後	1. 退職後	
53. 退職後	1. 退職後	54. 退職後	1. 退職後	
55. 退職後	1. 退職後	56. 退職後	1. 退職後	
57. 退職後	1. 退職後	58. 退職後	1. 退職後	
59. 退職後	1. 退職後	60. 退職後	1. 退職後	
61. 退職後	1. 退職後	62. 退職後	1. 退職後	
63. 退職後	1. 退職後	64. 退職後	1. 退職後	
65. 退職後	1. 退職後	66. 退職後	1. 退職後	
67. 退職後	1. 退職後	68. 退職後	1. 退職後	
69. 退職後	1. 退職後	70. 退職後	1. 退職後	
71. 退職後	1. 退職後	72. 退職後	1. 退職後	
73. 退職後	1. 退職後	74. 退職後	1. 退職後	
75. 退職後	1. 退職後	76. 退職後	1. 退職後	
77. 退職後	1. 退職後	78. 退職後	1. 退職後	
79. 退職後	1. 退職後	80. 退職後	1. 退職後	
81. 退職後	1. 退職後	82. 退職後	1. 退職後	
83. 退職後	1. 退職後	84. 退職後	1. 退職後	
85. 退職後	1. 退職後	86. 退職後	1. 退職後	
87. 退職後	1. 退職後	88. 退職後	1. 退職後	
89. 退職後	1. 退職後	90. 退職後	1. 退職後	
91. 退職後	1. 退職後	92. 退職後	1. 退職後	
93. 退職後	1. 退職後	94. 退職後	1. 退職後	
95. 退職後	1. 退職後	96. 退職後	1. 退職後	
97. 退職後	1. 退職後	98. 退職後	1. 退職後	
99. 退職後	1. 退職後	100. 退職後	1. 退職後	

※上記記載例は、参考として平成25年度中の処理としてありえる日付で作成しています。

退職所得に係る住民税の特別徴収（退職手当）

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

退職所得にかかる住民税は、毎月給与から引き去りしている分とは分けて考えるんだね！



納入していただく市町は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町です。

<退職所得にかかる税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2^{※1}
(1,000円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算^{※2}

- a. 勤続年数が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)
- b. 勤続年数が20年を超える場合
800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※1 勤続年数などにより適用されない場合があります。
※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記a又はbの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%（市町民税6%と県民税4%）を適用して計算します。

退職所得の金額	×	税率(市町民税6%、県民税4%)	
= 特別徴収すべき税額			市町民税、県民税

※特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれの100円未満の端数を切り捨てる。(特別徴収すべき税額は100円単位)

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を、「市町村民税・道府県民税納

入申告書」(左記様式)に所要事項を記入し、その申告書をそれぞれの市町長に徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに市役所・町役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

市町村民税 道府県民税		納入申告書									
市町村民税											(受付印)
平成 年 月 日提出											
平成 年 月 分 人 員 人											
退職手当等 支払金額											
特別徴 収税額	市町村民税										
	道府県民税										
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名 姓 印											
<small>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</small>											

納入申告書の例

※左図は省令様式であり、実際の納入申告書の形態は市町ごとに異なります。

※退職所得に係る住民税がないときは提出の必要はありません。

Q&A

Q 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A 事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町民税+県民税）を引き去りし、従業員に代わってその従業員に課税をした市町に納入する制度です。

Q 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A 地方税法の規定により、各市町は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要がありました。

Q 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために御理解と御協力をお願いします。

Q すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A 本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。静岡県では平成24年度から全県一斉で特別徴収義務者の指定を実施していますが、**次の場合については、特別徴収義務者の指定を行わないことがあります。**

- ・ 給与の支払いを受ける者の合計人数が3人未満（※1）
- ・ 他から支給される給与から個人住民税が引き去りされている。
- ・ 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- ・ 給与が毎月支給されていない（不定期）。
- ・ 専従者
- ・ 退職者（又は給与支払報告書を提出した年度の3/31までの退職予定者）

※1 合計人数とは、市町単位での人数ではなく事業所全体の数をさします。
ただし、上記のその他要件に該当する者を除く人数とします。

Q 静岡県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか。

A 原則としては特別徴収をしなければなりません。他県でもこの取組を始める市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

Q どうして他都道府県の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。

A 法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことです。他の市町村で指定されていない場合は、指定が漏れている可能性があるため該当する市町村へお問い合わせください。

- Q** 従業員から普通徴収してほしいと言われているのですが。
- A** 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収方法を選択することは認められていません。
- Q** パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか。
- A** パートや非常勤職員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり4月1日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。しかし、近いうちに退職する予定がある人は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収への切替理由書を提出してください。
- Q** 4月に退職した職員がいます。この職員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。
- A** 退職の異動届を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町に提出してください。
(P6～7参照)
- Q** 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。
- A** 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。
- Q** 2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。
- A** 原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、双方の事業所及び市町と協議の上でどちらか一方に決定します。
- Q** 毎月、市町に住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか。
- A** 従業員が常時10人未満である事業所は、市町長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、それぞれ納入することができます。(P4参照)
- ※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。
- Q** 住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。
- A** 退職手当からの特別徴収(P9参照)を除いて、住民税額の計算は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町で行って通知しますので、給与から引き去りする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。また、住民税を市町が計算する際の所得控除等は税制改正により年によって変更する場合がありますので、詳しくは各市町の担当課等にお問い合わせください。

Q 普通徴収より特別徴収の方が1回の支払負担が小さくなるのですか。

A はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。また、納期毎に、納税義務者が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q 特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか。

A 特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、原則として納期限後20日以内に督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。なお、その場合、脱税の罪に問われることもあります。また、事業者として滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか。

A 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありませんので、必ず市町に納入してください。

Q 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか。

A 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町にその旨を御連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができます。(P8参照)

Q 特別徴収の手順はどうなりますか。

- A**
- 1 毎年1月末までに市町へ給与支払報告書を提出してください。
 - 2 市町において個人住民税の税額を計算します。
 - 3 給与支払報告書提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町長に届け出てください。
 - 4 事業者に対して、従業員が1月1日現在住んでいた市町から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
 - 5 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収(引き去り)してください。
 - 6 徴収(引き去り)した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町(又は金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。
(P3参照)

Q 給与支払額が93万円*（均等割の非課税基準）以下の従業員が3人だった場合、特別徴収義務者として指定されますか。

A 均等割の非課税基準である所得を下回る場合は、非課税であると判断されます。この場合、従業員の給与から徴収する税額がなくとも、原則、特別徴収義務者の指定要件に該当します。しかし、例外として「個人住民税の普通徴収への切替理由書」を提出することにより、給与が少なく税額が引きされないという理由で普通徴収とすることが可能になります。

*市町によってはこの金額によらない場合もあります。詳しくは下記に記載のある各市町のお問い合わせ先までお聞きください。

お問い合わせ先

担当課等	電話番号
下田市税務課	0558-22-2218
東伊豆町税務課	0557-95-6201
河津町町民生活課	0558-34-1928
南伊豆町町民課	0558-62-6222
松崎町窓口税務課	0558-42-3968
西伊豆町窓口税務課	0558-52-1113
静岡県下田財務事務所管理課	0558-24-2013
熱海市税務課	0557-86-6142
伊東市課税課	0557-32-1272
静岡県熱海財務事務所管理課	0557-82-9051
沼津市市民税課	055-934-4735
三島市市民税課	055-983-2626
御殿場市課税課	0550-82-4129
裾野市市民税課	055-995-1810
伊豆市税務課	0558-72-9851
伊豆の国市課税課	055-948-2918
函南町税務課	055-979-8109
清水町税務住民課	055-981-8218
長泉町税務課	055-989-5506
小山町税務課	0550-76-6102
静岡県沼津財務事務所管理課	055-920-2016

担当課等	電話番号
富士宮市市民税課	0544-22-1126
富士市市民税課	0545-55-2734
静岡県富士財務事務所管理課	0545-65-2121
静岡市市民税課	054-221-1043
静岡県静岡財務事務所管理課	054-286-9120
島田市税務課	0547-36-7140
焼津市課税課	054-626-2149
藤枝市課税課市民税係	054-643-3111 <small>(課税係)</small>
牧之原市税務課	0548-23-0035
吉田町税務課課税部門	0548-33-2107
川根本町税務課	0547-56-2223
静岡県藤枝財務事務所管理課	054-644-9120
磐田市市民税課	0538-37-4826
掛川市市民税課	0537-21-1136
袋井市税務課	0538-44-3109
御前崎市税務課	0537-85-1114
菊川市税務課	0537-35-0912
森町税務課	0538-85-6308
静岡県磐田財務事務所管理課	0538-37-2214
浜松市市民税課	053-457-2142
湖西市税務課	053-576-1218
静岡県浜松財務事務所管理課	053-458-7159

参考（関係法令抜粋）

地方税法

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

所得税法

（源泉徴収義務）

第八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

※法令は平成25年3月31日時点のものです。



■ 詳しくはホームページで

静岡県 県税のしおり 特別徴収

検索